

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、ふるさと納税をされた方が、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う必要がない給与所得者や年金所得者の方などである場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、寄付先の自治体(十津川村)から、その方の住所地の市町村に通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除を受けることができます。

確定申告をされる場合、所得税と個人住民税から軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて軽減を受けることとなります。

■ワンストップ特例の対象者は？

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

①地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者であること。

⇒ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。

※確定申告を行わなければならない自営業者の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

②地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者であること。

⇒ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5以下であると見込まれる方が対象です。

ご注意いただきたいこと

ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。

■手続きの方法は？

希望される方は、記入例を参考に、「申告特例申請書」に記入、押印の上、下記まで送付してください。受理後に受付書を送付いたします。

【送付先】

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村小原225-1 十津川村役場 企画観光課 観光係

※なお、申請書提出後、寄附された年の翌年1月1日までの間に提出した申請書の内容に変更があった場合には、寄附された年の翌年1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

また、ワンストップ特例を利用される場合には個人番号確認書類と本人確認書類の写しが必要です。個人番号カードをお持ちの方はカードの両面を、お持ちでない方は個人番号が確認できる書類(マイナンバー記載の住民票や番号通知カードなど)と、本人確認ができる書類(顔写真付き身分証明書は1通、ない場合は2通必要です。氏名や年月日がわかる部分を印刷してください)を送付して頂きたいです。様式が必要な方や添付する書類のことで不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 十津川村役場 企画観光課 観光係
電話 0746-62-0004